



お父さん、お母さんのための制度の概要

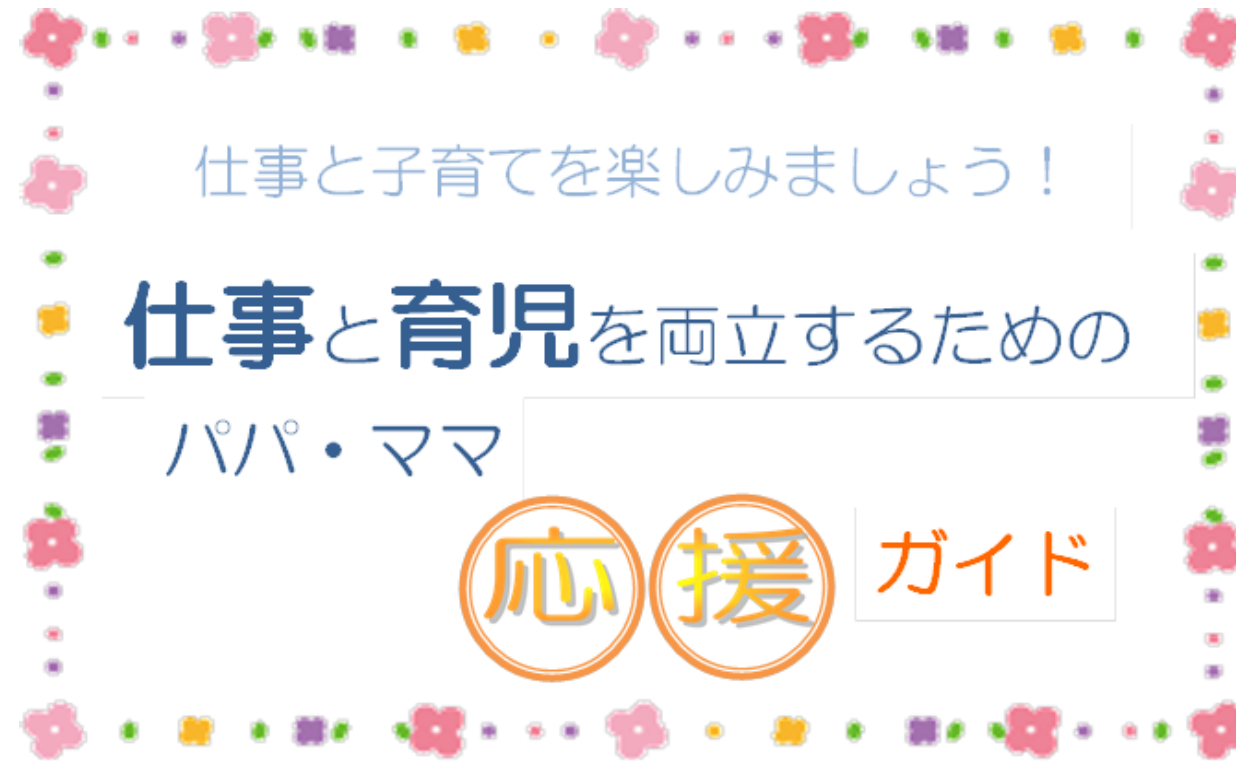


◇ 妊娠・出産 ◇

制度	概要
時間外・休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限	○ 妊娠中又は出産後1年未満の女性 は、時間外労働、休日労働、深夜業(午後10時～午前5時)の免除を請求できます。また、変形労働時間制がとられる場合にも、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。
軽易業務転換	○ 妊娠中は、他の軽易な業務への転換 を請求できます。
母性健康管理措置	○ 妊娠中又は出産後1年未満の女性 は、健康診査等を受けるための時間が必要な場合、申請して受診しに行くことができます。 ○ 妊娠中又は出産後1年未満の女性 が、健康診査等に基づいて、医師・助産師から指導を受けた場合は、その指導事項を守るために、勤務時間の変更、勤務の軽減等の必要な措置を講じてもらえます。
産前休業	○請求をすれば出産予定日の 6週間前 (双子以上の場合は14週間前)から、休業を取得できます。
産後休業	○出産の翌日から 8週間 は、就業することができません。 ただし、産後6週間経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。
育児時間	○ 生後1年未満の子を育てる女性 は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。
解雇の制限	○ 産前産後休業の期間及びその後30日間の解雇 は禁止されています。
不利益取扱い禁止	○妊娠・出産・産前産後休業を取得したこと、母性健康管理措置や深夜業の免除など母性保護措置を受けたこと、妊娠又は出産に起因する能率低下などを理由とする解雇その他 不利益取扱い は禁止されています。 ○妊娠中・産後1年以内の解雇は「妊娠・出産・産前産後休業取得等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効になります。

◇ 育児 ◇

制度	概要
育児休業	○労働者が子を養育するためにする休業 子が1歳の誕生日の前日まで ○保育所に入所できない等一定の場合は、 1歳6ヶ月まで ○父母がともに育児休業を取得する場合、 1歳2ヶ月まで (パパ・ママ育休プラス) ※父母1人ずつが取得できる休業期間の上限は、1年間(母親は出産日以後の産休と併せて) ○ 妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、父親は再取得可能です。 ○配偶者が 専業主婦(夫) 等であっても、育児休業を取得できます。
子の看護休暇	○ 小学校就学前の子が、1人…労働者1人当たり年5日、2人以上…労働者1人当たり年10日まで休暇 を取得できます。
時間外労働を制限する制度	○ 小学校就学前の子を養育する労働者 が請求すれば、1月24時間、1年150時間までとしてもらえます。
深夜業を制限する制度	○ 小学校就学前の子を養育する労働者 が請求して、午後10時～午前5時の深夜勤務を免除してもらえます。
所定労働時間の短縮措置等	○ 3歳までの子を養育する労働者 は、 短時間勤務制度(1日6時間) を利用できます。 ※制度の設け方は会社によって異なりますので、会社に確認して下さい。
所定外労働を制限する制度	○ 3歳までの子を養育する労働者 が請求すると、 所定外労働が免除 されます。
努力義務	○ 小学校就学前の子を養育する労働者 に関して、以下の措置に準じて必要な措置を講じるよう努めなければならないとされています。 ・短時間勤務制度 ・所定外労働制限 ・フレックスタイム制 ・始業終業時刻の繰上・繰下 ・事業所内保育施設の設置等 ・育児休業に準ずる措置
転勤の配慮	○ 就業場所の変更を伴う配置の変更を行う場合、子の養育状況に配慮する義務
不利益取扱い禁止	○育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等について、申出をしたこと、又は取得等を理由とする 解雇その他不利益な取扱いの禁止



働きながら安心して
妊娠・出産を迎えたい。
そしてパパ、ママとしての時間も大切にしたい。
そんな思いを応援する制度をご紹介します。

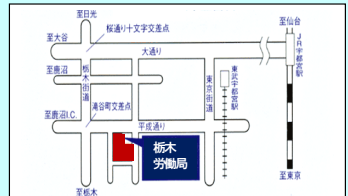


妊娠、出産、子育てにはさまざまなサポート制度があります。
このガイドでは、**働くパパ、ママのための制度**をご紹介します。

お問い合わせ・ご相談は

栃木労働局雇用均等室 へ

〒320-0845
宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎
TEL 028-633-2795
<http://tochigi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>



参考

 **イクメンプロジェクト**
<http://www.ikumen-project.jp/>

妊娠・出産をサポートする
女性にやさしい職場づくりナビ
<http://www.bosei-navi.go.jp/>



妊娠

出産予定日を勤務先に報告しましょう。産前・産後休業、育児休業などの予定も早めに伝えておきましょう。

出産



1歳

3歳

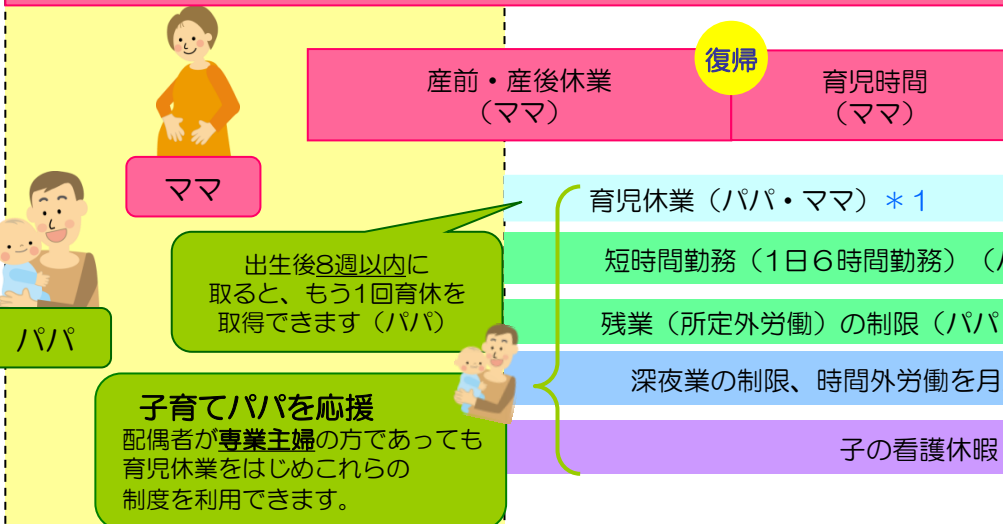
6歳
3月31日まで

お父さん、お母さん
僕たちも応援してるよ♪

小学校ご入学おめでとうございます
これからも、仕事に子育てに、お父さん、お母さんのご活躍に期待しています

- 時間外・休日労働、深夜業の制限
- 身体の負担が少ない業務への変更
- 妊産婦検診・保健指導受診のために必要な時間の確保
- 医師・助産師から休憩や勤務時間の短縮などの指導を受けた場合、必要な措置

指導内容を伝えるときは、「母性健康管理指導事項連絡カード」(ほとんどの母子健康手帳に載っています)を活用しましょう。
<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-25-1.htm>



***1 育児休業制度**

- ① 子育て夫婦を応援 (パパ・ママ育休プラス)
父母ともに育児休業をする場合は、**1歳2か月まで**取得できます。父母それぞれが取得できるのは、最長1年です。(母は、出産日+産後休業+育休=最長1年) 育児休業は父母同時でも、交代しても取得できます。
- ② 1歳6ヶ月までの育児休業の延長
認可保育所に入所できない場合、**1歳6か月まで**休業できます。

認可保育園

- どんな場合に入所できますか?
→保護者が昼間働いているなどで、子どもを家庭で保育できない場合に入所できます。
- 保育園には何歳から入所できますか?
→0歳(乳児)から小学校就学前までの子どもが入所できます。
- 申込みはどのようにすればいいのでしょうか?
→希望する保育園をお住まいの市町村役場に申し込みます。

***2**

3歳まで ○短時間勤務制度 (1日6時間) を利用できます。
○定時で帰ることができます (残業 (所定外労働) の免除)

***3 子の看護休暇**

日数: 子が1人であれば年5日、**2人以上であれば年10日**
疾病にかかった子を看護する以外にも、**予防接種**や**健康診断**を受けるためにも利用できます。

***4 産前・産後休業中の社会保険料の免除**

最長1歳6か月までの育児休業の期間と併せて、**産前6週間、産後8週間の休業中についても**厚生年金、健康保険の社会保険料が免除されています。

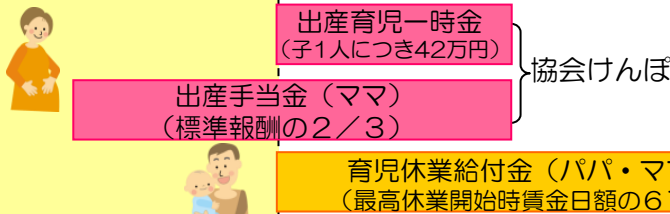
マザーズコーナー

「マザーズハローワーク」やハローワークの「マザーズコーナー」をご利用ください! お子様連れでも安心して就職相談できる窓口を設置しています。お父さんの利用も可能です。

- マザーズハローワーク宇都宮 (マザーズサロン宇都宮)
☎028-623-8609
- ハローワーク足利マザーズコーナー
☎0284-41-3178
- ハローワーク大田原マザーズコーナー
☎0287-22-2268
- ハローワーク小山マザーズコーナー
☎0285-22-1524

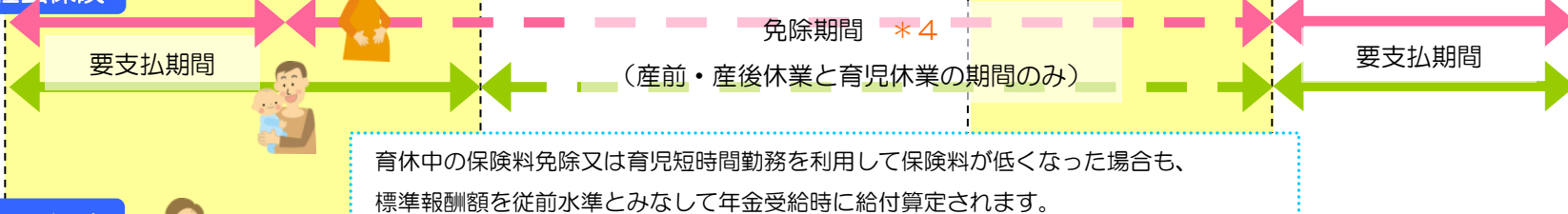


経済的支援等

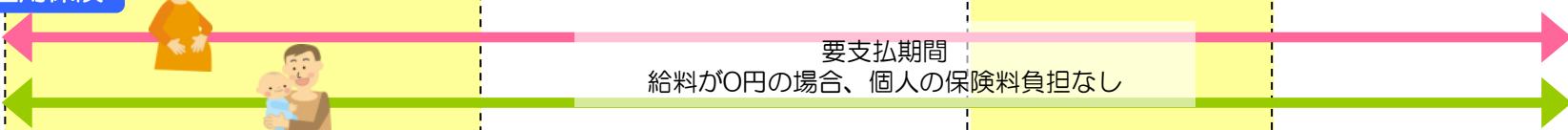


それぞれ申請手続きが必要です。

社会保険



雇用保険



- 有期の契約社員やパート、派遣労働者の方も、産前・産後休業、母性健康管理措置など妊娠・産後期の制度を利用できます。また、一定の要件を満たせば、育児休業やこのパンフレットで紹介した制度を利用できます。
- 詳しくは、栃木労働局雇用均等室 ☎028-633-2795へお問い合わせください。